

用地事業支援課

1 公共用地の取得

公共事業の用に供する用地の取得等については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」等の適正な運用により、公平で公正な補償を行っていますが、公共事業に対する関係者からの要望・意見は多種多様で、しかも、権利意識の高まりや、価値観の多様化等により用地の確保は年々困難なものとなってきています。

こうした状況の中、円滑に用地取得を進めるには、地権者等に丁寧な説明を粘り強く重ねるとともに、土地開発基金等による先行取得制度を活用するなどして、効率的な取得に努めるほか、適切な時期に土地収用法に基づく法的手続に移行することも視野に入れ、次のような取組みを通じて計画的な用地の取得に努めています。

令和7年度用地取得実績（単位：千円）
（一般会計、土地取得事業特別会計、土地開発基金）

| 用地取得額 | 補償額 | 実績額計 |
|-----------|-----------|-----------|
| 1,051,903 | 1,742,099 | 2,794,002 |

■補償基準の整備（用地対策連絡協議会活動）

用地事業支援課では適切な用地取得の推進のため、補償基準の制定に関する事務を行っています。基本的には国、近畿地区で定める基準に基づき、その適用についての検討や、改正のための検討に参加し、必要な部分について滋賀県の基準を定める等の事務を通じて、適正な補償と円滑な用地取得が進むよう他の部局を支援しています。

また、取得しようとしている土地に、登記上の問題があった場合などは、その問題解決のために必要な対応も行き、早期の用地取得を目指します。

■土地収用法（事業認定）

土地収用法に基づく「事業認定」を行っています。これは、申請された事業が、土地収用法に基づく土地収用法の申請を行うことができる公共性の高いものであることを認定する行政処分です。

■所有者不明土地法（地域福利増進事業）

所有者不明土地法に基づく「地域福利増進事業」の裁定申請について、土地収用法の事業認定に相当する部分の審査を行っています。これは、所有者不明土地を、地域住民の公共的な利益のために活用できるようにする制度ですが、土地の有効活用を進め、ひいては公共事業の円滑な推進を図ろうとするものです。

2 地籍調査

地籍調査とは国土調査法に基づき、市町が行う調査の一つで、一筆ごとの土地について所有者、地番、地目の調査ならびに境界および地積に関する測量を行い、その結果を地籍図および地籍簿として作成するものです。

これらの地籍図および地籍簿は、国の承認、県の認証を得た後、登記所に送付され、登記簿の表題部が書き改められ、地籍図は不動産登記法第14条第1項地図として備え付けられます。

なお、地籍調査の事業費負担割合は国1/2、県1/4、市町1/4で、その推進が強く求められていますが、本県の令和6年度末の進捗率は13.3%（全国は53%・滋賀県は全国44位）と大きく遅れています。

また、近年は効率的に地籍調査を進めるためにMMS（車載写真レーザ測量システム：Mobile Mapping System）など新技術の活用が進められています。

今後予定されている直轄事業等の大規模事業の推進や、災害復旧の迅速化を見据え市町と密に情報共有をしながら効果的な調査を推進していきます。

■地籍調査の主な工程



境界の確認をします



境界の測量をします



登記所に送付します

出典：国土交通省HP <https://www.chiseki.go.jp/about/flow/index.html>



MMS機器（R7草津市で実施）

■地籍調査の効果

- (1) 災害の復旧に役立ちます
- (2) 土地のトラブル防止に役立ちます
- (3) 土地取引の円滑化に役立ちます
- (4) まちづくりに役立ちます
- (5) 公共事業の円滑化に役立ちます



令和6年度に土砂災害があった米原市伊吹地区では、地籍調査が実施されていたために水路と隣接地の境界が円滑に復元され工期が短縮されました。

3 用地支援について

用地取得のために必要な業務知識は、広範囲かつ専門性が高く、用地担当職員の人材確保や、地権者との用地交渉等、これまでの経験や知識の伝承を通じた人材育成が課題となっています。

一方で、様々な要因から用地取得が困難になってきており、さらに大規模な国直轄事業が計画されていることから、次のような取組みを行っています。

- ① 用地事務に関する研修の開催や、各土木事務所からの相談事項にかかる検討や整理を通じて、実務的な業務知識の整理を行い、人材育成を進めています。
- ② 各土木事務所・支所の地取得業務にあたり、マンパワーが不足する際には、補償額算定や用地交渉などの業務支援を実施し、事業の円滑な推進を図っています。
- ③ 国直轄事業について、用地取得に向けた準備を進めています。
- ④ 県土整備部以外の部局が行う用地取得について相談対応を行っています。



4 技術支援について

県土整備部以外の部局が施行する事業のうち、大規模な造成工事を含む事業や、技術的に高度な事業について、技術的な業務（発注の積算、工事監督、検査業務）を行います。

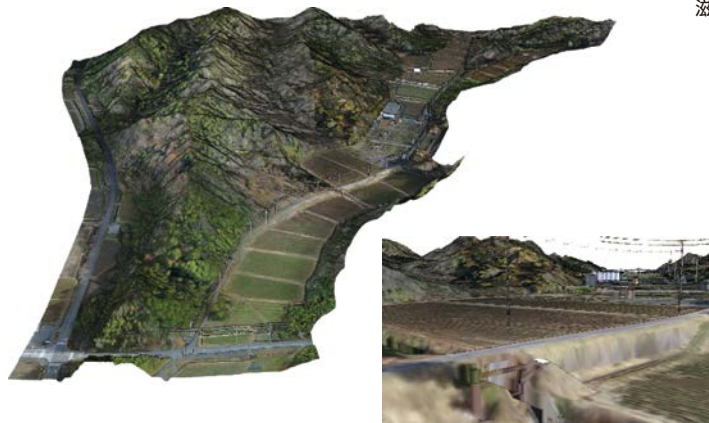
令和8年度の主な支援事業

- ① 新設特別支援学校整備(守山)【県教育委員会・教育総務課】
- ② 三雲養護学校駐車場整備(令和8年度完了予定)【県教育委員会・教育総務課】
- ③ 大津北警察署移転用地整備(造成工事:令和8年度完了予定)【警察本部・会計課】
- ④ 産業用地開発事業(大津、東近江、高島)【産業立地課】
- ⑤ 早崎内湖再生事業(長浜)【琵琶湖保全再生課】
- ⑥ びわこボートレース競走水面波浪対策【びわこボートレース事業庁】

令和7年度に実施した主な支援事業



滋賀県立高等専門学校造成工事(令和8年3月完了)



産業用地開発事業(東近江)3次元地形測量業務(令和8年3月完了)



希望が丘文化公園橋梁修繕(友情の橋)工事(令和8年2月完了)